



栃木県公報

令和7(2025)年
7月11日(金)
第620号

目次

告 示

- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 581
- 道路の区域の変更..... 581
- 道路の供用開始..... 582

公 告

- 認定鳥獣捕獲等事業の認定..... 582
- 令和7(2025)年度林業種苗生産事業者講習会の実施..... 582

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更..... 583

警察本部

- 栃木県警察事務決裁規程の一部改正..... 583

調達等公告

- 落札者等の公示..... 584

告 示

栃木県告示第341号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和7(2025)年7月11日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営那須北（那須塩原）地区 土地改良（農業用道路）事業	令和7(2025)年7月14日から 同年8月12日まで	令和7(2025)年 8月27日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7(2025)年7月11日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

令和7(2025)年7月11日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮結城線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
35	前	河内郡上三川町大字上蒲生字水替 1787-2 から 河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺 2095-4 まで	14.5 ~ 22.7	180.0	
	後A	河内郡上三川町大字上蒲生字水替 1787-2 から 河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺 2095-4 まで	14.5 ~ 22.7	180.0	
	後B	河内郡上三川町大字上蒲生字水替 1787-2 から 河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺 2095-4 まで	14.5 ~ 15.4	198.0	

栃木県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7（2025）年7月11日から同年8月12日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年7月11日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道461号	那須郡那珂川町大山田下郷2367-1 から 那須郡那珂川町大山田下郷2548-1 まで	令和7（2025）年 7月11日

(道路保全課)

公 告

○認定鳥獣捕獲等事業の認定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により認定鳥獣捕獲等事業の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7（2025）年7月11日

栃木県知事 福田 富一

認 定 鳥 獣 捕 獲 等 事 業 者 の 名 称	住 所	代表者の氏名	認 定 年 月 日
一般財団法人 渡良瀬遊水地 アクリメーション振興財団	栃木県栃木市藤岡町藤岡1778	小俣 篤	令和7（2025）年 7月1日

(自然環境課)

○令和7（2025）年度林業種苗生産事業者講習会の実施

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和7（2025）年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

令和7（2025）年7月11日

栃木県知事 福田 富一

- 受講資格
林業種苗生産事業者の登録を受けようとする者
- 講習会の開催日時及び場所
令和7(2025)年8月4日(月)午前10時から
宇都宮市下小池町280
栃木県林業大学校
- 講習の内容及び講習時間
(1) 種苗に関する法令 2時間
(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 受講手続
受講希望者は、講習会の10日前までに「栃木県電子申請システム」により申込を行い、受講手数料14,000円を納付すること。
【栃木県電子申請システムURL】
https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=8358
- その他
講習会当日は、講習会テキスト「林業種苗の生産・配布に必要な知識」(令和7(2025)年3月 林野庁発行)を使用するので、受講者は、林野庁ホームページからダウンロードの上、持参すること。
【林野庁ホームページURL】
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/syubyou/syubyou.html>

(森林整備課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり施設の名称等の変更があったので告示する。

令和7(2025)年7月11日

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊男

変更前	変更後
施設名称	施設名称
所在地	所在地
特定非営利活動法人あじさい 有料老人ホーム あたごの里	特定非営利活動法人あじさい 介護付き有料老人ホーム アナベル犬塚
小山市城東4-15-5	小山市大字犬塚998- 7

警察本部

栃木県警察本部訓令甲第5号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月11日

栃木県警察本部長 杉本 孝

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程(平成12年栃木県警察本部訓令甲第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係） 本部長決裁事項～警務部長専決事項 略 生活安全部長専決事項 1～3 略 <u>4 ストーカー規制法第5条第1項の規定に基づく命令に関すること。</u> <u>5 ストーカー規制法第5条第2項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に基づく聴聞に関すること。</u> <u>6 ストーカー規制法第5条第3項の規定に基づく命令及び意見の聴取に関すること。</u> <u>7 ストーカー規制法第5条第6項及び第7項（これらの規定を同条第10項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に関すること。</u> <u>8 ストーカー規制法第5条第9項の規定に基づく有効期間の延長に関すること。</u> <u>9 ストーカー規制法第13条第2項の規定に基づく報告若しくは資料の提出要求又は質問の実施に関すること。</u> 地域部長専決事項～生活安全企画課長専決事項 略 人身安全少年課長専決事項 1～3 略 4 ストーカー規制法第13条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出要求又は質問の実施に関すること。 5・6 略 生活環境課長専決事項～警察署副署長専決事項 略</p>	<p>別表（第3条関係） 本部長決裁事項～警務部長専決事項 略 生活安全部長専決事項 1～3 略 地域部長専決事項～生活安全企画課長専決事項 略 人身安全少年課長専決事項 1～3 略 4 ストーカー規制法第13条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出要求及び質問の実施に関すること。 5・6 略 生活環境課長専決事項～警察署副署長専決事項 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

調 達 等 公 告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7(2025)年7月11日

栃木県知事 福田 富一

〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- ①栃木県行政情報ネットワーククラウド接続専用回線サービス ②栃木県経営管理部行政改革ICT推進課

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④令和7(2025)年2月21日 ⑤東日本電信電話株式会社 東京都
新宿区西新宿3-19-2 ⑥83,160,000円 ⑦随意契約 ⑨特例政令第11条第1項第2号
(会計局会計管理課)
